

会場利用規約

第1条 【使用契約および規約の承諾】

EDOCCO STUDIO（以下「当施設」という。）の利用申込者（以下「利用者」という。）は、以下の事項について確認及び承諾し、当施設を利用しなければならない。

1. 当施設は、神田神社（以下「所有者」という。）が所有し、株式会社 CoCoRo（以下「運営者」という。）が運営管理するものであること。
2. 施設の利用に際しては、利用者と運営者の間で会場使用契約（以下「使用契約」という。）を締結する必要があり、使用契約は申込書の提出および予約金請求（入金）をもって成立するものとする。利用者は申込書の提出をもって本契約の条件に同意したものとみなす。
3. 所有者は、本建物（神田明神文化交流館）の躯体の安全性に関する責任以外は負わないものとする。
4. 利用者は、本規約および関係法令を遵守し、利用者の従業員・履行補助者・作業員等（以下「利用者関係者等」）および来場者・観客・顧客（以下「来場者等」）にも遵守させること。
5. 利用者は、使用契約締結後、本規約に従い、運営者の指示のもと当施設を利用すること。

第2条 【所有者の権利保護】

1. 所有者（神田神社）の利益および宗教・文化上の方針を尊重することは、利用者にとって遵守すべき義務である。
2. 利用者の行為または申し入れ等が、所有者の利益または神田神社の宗教・文化の方針に反するおそれがある場合、所有者の判断を優先するものとし、利用者はこれを異議なく承諾する。
3. 前項に基づく判断にあたり、所有者は必要に応じて利用者に内容の説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

第3条 【反社会的勢力の排除】

運営者および利用者は、それぞれ相手側に対し、次の各号の事項を確約する。

1. 自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
2. 利用目的が反社会的勢力を誇示するため、これらの資金源とするためにイベントを行うなど、反社会的勢力の活動を援助・助長し、またはその運営に資するものでないこと。
3. 運営者および利用者は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確約に依拠して使用契約の締結および履行をするものであることを確認する。

第4条 【使用可能施設】

1. 利用者が各種の催事のために利用することができるスペースは、当施設内（音響照明設備、付帯備品等含む）、及び運営者が許諾した場所に限る。
2. 利用者は、前項の諸施設のうち一部の施設を利用しない場合でも、利用料の減額を請求することはできない。
3. 利用者は、第1項の諸施設に付帯する設備を使用できる。但し、この場合の使用料その他の使用条件については本規程と別途定める「料金表」の定めに従う。

第5条 【予約申込および契約】

1. 予約申込みの受付開始日は、利用期間の開始日の1年前の日以降とする。
2. 利用者は申込みの際、催事目的、内容（以下、併せて「催事内容等」という。）を運営者に伝えなければならない。運営者及び所有者は、催事内容等を本規約等に照らし、利用の可否を決定する。
3. 利用者、主催者、共催者、登壇者、出演者その他催事に関係する者について、所有者、運営者、管理受託者その他当施設関係者との間に重大な紛争、係争、債権債務上の対立その他これに準ずる事情が存在し、当施設の円滑な運営または管理に支障を生じるおそれがあると所有者または運営者が判断した場合は、利用申込みをお断りし、または承認後であっても利用承認を取り消すことができる。
4. 利用者が予約の意志表示をした日から起算して14日間を「仮予約期間」とし、この期間中に使用契約締結の意向について運営者に連絡しなければならない。仮予約期間に使用契約締結に至っていない場合には、特に運営者が認めた場合を除き申込みは自動的に無効となる。
5. 使用契約の成立は、第1条に定めるとおり、会場利用申込書提出および予約金請求（入金）をもって行う。

第6条 【利用方法について】

利用者による当施設の利用方法は、ビジネス利用とエンターテイメント利用のいずれかとする。

1. ビジネス利用とは、主にビジネスを目的とした利用であり、以下に適合するものとする。
 - 展示会、発表会、会議、セミナー、式典、シンポジウム、株主総会、懇親会
 - 運営者がビジネス利用と承認した場合も含む
2. エンターテイメント利用とは、興行を目的とし一般の聴衆にチケットを販売し、運営者の指定する方法による1ドリンク・フード制（以下「1ドリンク制」という。）を導入するもの。
 - コンサート、歌舞伎、舞踊、寄席、演劇等の興行。

- 運営者がエンターテインメント利用と承認した場合も含む

第7条 【ビジネス利用の場合の利用期間及び利用料】

1. 利用期間とは、利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出する時間までの期間をいう。なお、原状回復とは、付帯備品（椅子・テーブル等）・機材が当施設の定める所定場所に設置または収納されている状態をいう。
2. 利用料は「ビジネス利用料金表」に定める通りとし、利用料の総額は、会場費（基本照明、有線マイク2本、テーブル椅子備品含む）、追加機材・備品費用、その他費用等の合計額とする。

第8条 【エンターテインメント利用の場合の利用期間及び利用料】

1. 利用期間とは、利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出する時間までの期間をいう。なお、原状回復とは、付帯備品（椅子・テーブル等）・機材が当施設の定める所定場所に設置または収納されている状態をいう。
2. 運営者の指定する方法によって1ドリンク制を採用し、来場者は入場の際に最低1杯分のドリンク（またはフード）を@500円（税込）にて購入する必要がある。利用者は1公演150杯分を最低保証し、満たない場合はその差額を支払う。但し、仕込み日・リハーサル日・撤去日や運営者が特に認めた場合は、1ドリンク制の最低保証は必要ないものとする。
3. 利用者は運営者が承諾した場合には物販を行うことができる。この場合、利用者は事前協議の上取り決めた料率で物販売上に対する物販手数料を運営者に対して支払う。
4. 利用料は「エンタメ利用料金表」に定める通りとし、利用料の総額は会場費、追加機材・備品費用、その他費用、1ドリンク制の最低保証料または売上のいずれか金額の高い方、物販手数料の合計とする。但し、運営者が特別に承認した場合はこの限りではなく、別途協議により定める場合もある。

第9条 【利用料金支払い方法】

利用者は、運営者が指定する方法、期日、金額に従い、利用料を支払うものとする。

支払期日までに支払いがない場合、利用者は遅延損害金として年6%の割合による金額を支払うものとする。

また、前金または分割払いの条件がある場合は、別途運営者が定める方法に従うものとする。

第11条 【利用料金不払いの場合の措置】

1. 使用契約締結後、利用者が前条に定める支払日に所定の利用料金を支払わなかったときは、事由の如何に拘わらず、使用契約は当然にその効力を失う。
2. 前項によって使用契約が終了したときの利用料金の取り扱いは、次条の定めに従う。

第12条 【ビジネス利用の場合の利用者が解約を申し入れた場合の措置】

1. 使用契約は、利用者より解約の申し入れがあった時に当然に終了する。この場合、運営者は違約金として下記第2項に定める区分に従い利用者より徴収し、この他運営者が被った損害を利用者に対し請求することができる。
2. 契約成立後はキャンセル料の対象となり、以下の通りキャンセル料が発生する。
 - 契約成立日から利用開始日より 61 日前までのキャンセル：会場費 50%
 - 利用開始日より 60 日前から 31 日までのキャンセル：会場費の 75%
 - 利用開始日より 30 日以内のキャンセル：会場費 100%
 - 利用期間中に使用契約が終了したとき：利用料金全額
3. 前項によって使用契約が終了したときは、運営者は受領済の金額から違約金の額と返金にかかる振込手数料を差し引いた額を、運営者の支払い規定に基づき期限内に利用者へ返還する。万一、受領済の利用額が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同期間内に運営者に支払う。
4. 手配物等の申込みについて、利用開始日より 14 日以内のキャンセルのときは、利用者は 100% 全額を運営者に支払う。

第13条 【エンターテイメント利用の場合の利用者が解約を申し入れた場合の措置】

1. 使用契約は、利用者より解約の申し入れがあった時に当然に終了する。この場合、運営者は違約金として下記第2項に定める区分に従い利用者より徴収し、この他運営者が被った損害を利用者に対し請求することができる。
2. 契約成立後はキャンセル料の対象となり、以下の通りキャンセル料が発生する。
 - 契約成立日から利用開始日より 61 日前までのキャンセル：エンタメ利用料金の 50%
 - 利用開始日より 60 日前から 31 日までのキャンセル：エンタメ利用料金の 75%
 - 利用開始日より 30 日以内のキャンセル：エンタメ利用料金の 100%
 - 利用期間中に契約が終了したとき：1 ドリンク最低保証料を含む利用料金総額
3. 前項によって使用契約が終了したときは、運営者は受領済の金額から違約金の額と返金にかかる振込手数料を差し引いた額を、運営者の支払い規定に基づき期限内に利用者へ返還する。万一、受領済の利用額が違約金の額に満たないときは、利用者はその不足額を同期間内に運営者に支払う。

4. 手配物等の申込みについて、利用開始日より 14 日以内のキャンセルのときは、利用者は 100%全額を運営者に支払う。

第 14 条 【諸官庁への届出】

利用者は当施設を利用するに当たって、必要に応じて法令に定められた事項を利用者の責任と負担において所轄の諸官庁に届出・申請を行い、諸官庁の指示に従う。この場合、利用者は、常に届出内容について事前に運営者の承諾を受け、かつ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに運営者に通知する。万一、届出不備のため利用不可能となった場合、所有者及び運営者は一切責任を負わない。下記申請先例を参照のこと。（但し、催事内容に応じて必要となる届出・申請はこれに限らない。）

1. 開催届申請書

神田消防署

（住所）千代田区外神田 4 丁目 14 番 3 号

（電話番号）03-3257-0119

2. 道路使用許可、要人警備等

神田警察署

（住所）千代田区神田錦町 3 丁目 10 番地

（電話番号）03-3295-0110

3. その他、食品営業行為・衛生に関して

千代田保健所

（住所）千代田区九段北 1 丁目 2 番 14 号

（電話番号）03-5211-8161

第 15 条 【催事の運営および警備等】

1. 利用者は、運営または警備等の責任担当者を、利用期間開始日の 1 か月前までに運営者に伝えなければならない。
2. 前項の責任担当者は、利用期間中、当施設に常駐しなければならない。また、利用者による荷物の発送、受取は使用時間内に限る。
3. 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって利用場所を使用し、全て自らの責任と費用にて、催事の運営、催事に必要な全ての事前準備および催事終了後の原状回復作業を行う。

4. 利用者は、必要に応じて、利用開始日の1か月前までに当施設を利用するに当たって必要な受付、人員整理、誘導、特別来場者および警備について、必要に応じて運営者に伝えなければならない。
5. 利用者は、当施設、当施設周辺および本建物内、神社及び境内、本建物周辺（以下、併せて「当施設及び神社近辺」という。）における観客の誘導を、運営者が指示する方法に従って行い、観客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じなければならない。

第16条 【付帯設備の使用およびその利用料等】

1. 利用者が、当施設に設置された所有者または運営者所有の付帯設備の使用を希望するときは利用開始日の1か月前までにその詳細（スケジュール、プログラム、会場設営、搬入出計画書、案内板位置、使用設備等）について運営者と打合せし決定すること。この場合、使用可能な付帯設備は運営者が指定し、利用者は、使用方法、使用時間、利用料金およびその支払方法、使用期日その他に関して全て運営者の定めに従うこと。
2. 利用者は、会場内での施工がある場合は、1か月前までに施工図面、仕込み図、電気図面を運営者に提出し、施工内容について運営者と打合せし、運営者の承諾を得なければ行うことができない。なお、運営者は、施工等に際して当施設および神社近辺に迷惑を及ぼす騒音・振動・異臭等を伴う場合、本建物に損傷を与えるおそれがある場合および所有者が施工等の制限・中止を申し入れた場合には、施工前施工中にかかわらず施工時間を制限し、もしくは施工等を中止させることができる。なお、利用者は、会場内における施工または物品の搬入時等に本建物およびこれらに付帯する諸設備等並びに境内地を汚損・破損するおそれのある場合は、所有者及び運営者の指示に従い、利用者の責任と費用負担において養生等の措置をとらなければならない。
3. 本条2項における施工の他、当施設内における工事（電気工事・臨時電話工事・LAN回線工事・中継工事等）は、運営者と事前に打合せの上決定した工事内容を、利用者の責任と費用負担で行うこと。免許・資格が必要な作業を行う場合は、運営者は当該免許・資格証の提出を求めることができる。
4. 利用者は、付帯設備及び備品を利用する場合は、利用開始前に設備の数量・破損等現況を運営者と事前に確認すること。

第17条 【諸設備の設置の制限】

1. 当施設および神社近辺での一切の諸設備・工作物等の設置を禁止する。但し、利用開始日の1か月前までにその詳細を運営者指定の所定書式（以下「所定書式」という）にて申し入れ、所有者および運営者の承諾を得た場合はその限りではない。

2. 前項において承諾を得た場合、利用者は必要な工事を、全て自らの責任と費用にて行い、利用期間満了までに自らの責任と費用で撤去し、原状回復をしなければならない。

第18条 【広告または看板等の掲示・配布】

1. 当施設および神社近辺において無断で広告及び看板・のぼり等の設置、チラシその他の宣伝物の配布を禁止する。但し、利用開始日の1か月前までにその詳細を運営者に申し入れ、所有者および運営者の承諾を得た場合はその限りではない。
2. 前項において承諾を得た場合、利用者は、掲示または配布する場所・方法を所有者および運営者の指示に従って定め、必要な工事は全て自らの責任と費用にて行い、利用期間満了までに自らの責任と費用で撤去し、原状回復をしなければならない。
3. 利用者は、運営者に対し、当施設および神社近辺に既に存する広告または看板等の取り外しや削除を要求できない。但し、所有者および運営者が特に承諾した場合はこの限りではない。

第19条 【撮影および放映・放送等】

1. 利用者は、当施設および神社近辺にて録画、録音または撮影（以下「撮影等」という。）をするときは、利用開始日の1か月前までにその目的と撮影内容を所定書式にて申し入れ、所有者および運営者の承諾を得なければならない。
2. 利用者は、撮影等によって作製した映像もしくは画像（以下「映像等」という。）の放映、上映、放送、配信、出版、製品化など（以下「放映等」という。）を希望するときは、事前にその詳細を所定書式にて申し入れ、所有者および運営者の承諾を得る。映像等を二次使用する場合も同様とする。
3. 利用者は、映像等の放映等を行う場合、当該放映等において、当施設の景観および広告物の映像に変更、切除その他の改変を加えることはできず、これらの告知の内容および方法は所有者および運営者と協議して定める。
4. 利用者は、所有者および運営者の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権限を譲渡し、または放映等を許諾することができる。この場合、当該第三者に本条の定めを厳守させなければならない。

第20条 【利用者による医師および看護師の派遣】

1. 利用者は、自らの費用と責任で、必要に応じて、医師または看護師を派遣し、その旨を運営者に報告する。なお、スタンディングでの興行を行う場合は観客の為に、医師および看護師を積極的に派遣することが望ましい。

2. 所有者および運営者は、事由の如何に拘わらず、自ら医師または看護師のいずれも派遣することを要しない。

第21条 【利用権の譲渡禁止】

利用者は、使用契約上の地位または当該地位に基づく権利義務を第三者に譲渡もしくは転貸できない。

第22条 【禁止事項】

利用者は下記の行為をしてはならず、また、利用者関係者等及び来場者等にこれらを行わせてはならない。

1. 運営者の承諾なくして当施設および神社近辺で物品の販売、募金、及びチラシその他の宣伝物の配布、掲示、撮影、又はこれに類する行為を行うこと
2. 当施設および神社近辺に危険物を持ち込むこと。
3. 利用者がチケットを販売する場合、暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員及び関係者にチケットを販売すること。
4. 暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員及び関係者を当施設に入場させること。
5. 運営者指定の場所以外の場所で飲食、喫煙すること。
6. ゴミを投棄するなど、当施設および神社近辺を不衛生な状態にすること。
7. 騒音、振動、異臭を発するなど、当施設および神社近辺に迷惑となる行為をすること。また、出演者及び来場者による行動（ダイブ・モッシュ・ジャンプ等）で震動の発生する行為をすること。
8. 壁、床、器具その他当施設及び備品の一切に対し、落書き、損傷および破壊等これらを汚損する行為をすること。また、当施設、本建物、付帯設備への釘打ち及びガムテープ貼りをしてはならない。
9. 暴力行為、無謀行為など自己および他人に危険を生じさせる行為をすること。
10. 過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発するなど心身の健康に支障を来す演出、または博打もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
11. 自転車、バイク、自動車などを当施設および神社近辺に路上駐車すること。
12. 施設の収容人数を超える顧客の動員、施設の床耐荷重を超える機械設備等の設置。
13. 利用者、関係者等が利用後に飲酒運転を行うこと。また、利用後に運転を行う者に飲酒を勧めること。
14. 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体の持込み。
15. 所有者および運営者の保有する画像・名称・連絡先等を無断で使用すること。
16. 火気の使用及び調理を無断で行う事。
17. 所有者および運営者が諸設備の維持・管理または保全をするに支障を及ぼす一切の事項。

18. その他、当施設および神社近辺で、第三者に迷惑を及ぼす行為及び所有者および運営者が禁止した事項。

第23条 【施設管理権】

1. 利用者が前条の定めに違反しもしくは運営者の担当者・従業員その他関係者の注意に従わない場合、または来場者等が前条の定めに違反しもしくは運営者の担当者・従業員その他関係者の注意に従わない場合は、所有者及び運営者はこの者を当施設から退場させることができる。
2. 所有者および運営者は、当施設における事故、盗難、紛失その他の損害について責任を負わない。ただし、所有者または運営者の故意または重過失による場合はこの限りではない。
3. 利用者は前2項の定めについて、利用者関係者等及び来場者等に周知徹底しなければならない。

第24条 【付保義務】

利用者は、催事開催に関連する万一の事故等による損害を補償するため、利用者の責任と負担においてイベント保険などの損害保険や、傷害保険等の必要な保険に加入することが望ましい。なお、運営者が特別に損害保険や傷害保険等への加入が必要と判断する場合は、利用者はその指示に従い、かつ、運営者の求めにより、保険証書の写し等を提出しなければならない。

第25条 【所有者および運営者の立入権】

所有者および運営者は、当施設の維持、保安及び管理等のために利用期間内に、いつでも当施設の適宜の場所に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、利用者は、所有者および運営者が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。

第26条 【不可抗力などによって利用が不可能となった場合の措置】

1. 地震、台風、落雷、火災、停電、感染症の流行、テロ、法令の制定改廃、行政指導その他所有者および運営者の合理的支配を超える事由（以下「不可抗力」という。）により、利用者が催事の目的に従って当施設を利用できなくなったときは、使用契約は当然に終了する。
2. 前項の場合、利用者は未払いの利用料金の支払いを要せず、運営者は既に受領した未経過分の利用料金を返還する。

ただし、催事の中止または変更に伴い利用者または第三者に生じた逸失利益、営業損失、出演料、キャンセル料、広告宣伝費、チケット払戻費用その他一切の間接損害について、所有者および運営者は責任を負わない。

3. 不可抗力の場合、利用者は所有者および運営者に対し損害賠償その他の請求を行わないものとする。
万一、来場者その他の第三者との間に紛争が生じたときは、利用者が自己の責任と費用においてこれを解決する。
4. 当施設の機材、電気設備、給排水設備、空調設備、通信設備その他附帯設備の故障、不具合、停止等により、利用者または来場者の所期の目的が達成されなかった場合であっても、所有者および運営者が負う責任は当該利用日に係る会場利用料の返還を上限とする。この場合においても、逸失利益、営業損失、出演料、キャンセル料、広告宣伝費、チケット払戻費用その他の間接損害については責任を負わない。ただし、所有者または運営者の故意または重過失による場合はこの限りではない。

第27条 【利用者の損害賠償責任】

1. 利用者、利用者関係者等、来場者等が当施設を利用するに際して、当施設、本建物および諸施設を汚損または毀損したときは、利用者は、所有者および運営者に対し、原状回復のための費用その他これによって所有者および運営者が被った損害を賠償する。
2. 利用期間中に利用者関係者等または来場者等に損害が生じた場合、利用者は自己の責任と費用においてこれを処理解決する。
ただし、当該損害が所有者または運営者の故意または重過失により生じた場合はこの限りではない。
3. 前項の場合、所有者および運営者が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行ったときは、所有者および運営者は、直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第28条 【利用開始前及び開始中の契約の解除】

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、所有者および運営者は利用者に対し、何らかの催告をすることなく直ちに使用契約を解除し、当施設の利用を中止させることができる。この場合、解除の通知を発信したときに使用契約は当然に終了する。
 - 契約書および提出書類等に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
 - 所有者および運営者が催事の内容について法令又は公序良俗に反すると認めたとき。
 - 所有者および運営者の信用を毀損する行為があったとき。
 - 所有者および運営者が、当施設および神社近辺に迷惑を及ぼすおそれがあると判断したとき。

- 社会的な道徳または倫理に反する行為があったとき。
 - 所有者および運営者の運営方針に反する行為があったとき。
 - 本規約第3条に違反していることが判明したとき。
 - 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - 自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡処分を受け、または銀行取消処分を受けたとき。
 - 営業を廃止し、または解散したとき。
 - 営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 - 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき。
 - 経営状態が悪化し、使契約を継続することが著しく困難であると認められたとき。
 - 催事内容等により所有者および運営者、利用者、第三者の間に紛争を生じ、またはそのおそれがある場合。
 - 利用者、主催者、共催者、登壇者、出演者その他催事に関係する者について、所有者、運営者、管理受託者その他当施設関係者との間に重大な紛争、係争、債権債務上の対立その他これに準ずる事情が存在し、当施設の円滑な運営または管理に支障を生じるおそれがあると所有者または運営者が判断したとき。
 - 反社会的勢力、違法な行為を行う恐れがある団体と関係したとき。
 - その他、利用者が使用契約および本規約に定める事項を遵守しない場合、または所有者および運営者が指示した事項に従わない場合。
2. 前項により契約が終了した場合、所有者および運営者は受領済の利用料金を返還しないことができる。また、利用料総額を上限として損害の賠償を請求できる。
- この場合、万一、利用料金の未払いがあるときは、利用者は、所有者および運営者に対し未払い額の全額を契約終了の日から3日以内に支払う。

第29条 【催事終了後の措置】

1. 利用者は、催事終了後、利用場所に搬入した利用者が所有管理する設備・備品を搬出し、ポスター、看板類等を速やかに撤去し、利用場所を清掃して原状に回復し、利用期間満了の時までに同所から退出する。
2. 前項の原状回復作業は全て運営者の監督及び指示に従う。
3. 催事終了後は、退出前に必ず運営者立会の元、原状回復状況の確認を行うこと。

4. 利用者が利用期間満了の時までに原状回復を完了しなかったときは、利用者は、運営者に対し、原状回復完了の時までの超過時間につき時間外料金を支払い、このほか所有者および運営者が被った損害を賠償しなければならない。
5. ゴミは利用者が自ら持ち帰らなければならない。
6. 第1項に定める原状回復に問題（隠れた問題も含む）があり、これにより所有者および運営者、その他の第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。
7. 利用者が第1項に定める原状回復を行わない場合、一切の残置物の所有権を放棄したとみなし、所有者および運営者において残置物の撤去・処分を含む原状回復を行うことができ、利用者はその費用を支払わなければならない。

第30条 【騒音規制等】

利用者は、当施設を利用するにあたり騒音規制に関する法令等および運営者の指示を遵守し、その他周辺環境の維持に努めなければならない。

第31条 【非常時における対応】

1. 利用者は、当施設の利用に際して、不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法などを事前に確認するとともに、利用者関係者等及び来場者等に対して周知徹底すること。
2. 地震、火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、利用者は消防署その他の関係諸官庁へ提出した書面に記載された事項を熟知しなければならない。
3. 地震、火災その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は、自らの責任でこれに従い対処し、また、所有者および運営者の指示に従わなければならない。

第32条 【提出書類】

1. 運営者が必要と判断した場合は、利用者に対し、会社案内、履歴事項証明書、印鑑証明書等、運営者が指示する書類の提出を求めることができ、利用者は、これに従わなければならない。
2. 利用者は、主催者、共催者、登壇者、出演者その他所有者または運営者が指定する関係者について、所有者または運営者から照会を受けた場合は、速やかに必要な情報を提供しなければならない。
3. 利用者が正当な理由なく回答を拒み、または虚偽の回答を行った場合、所有者または運営者は利用申込みを拒否し、または利用承認もしくは使用契約を解除することができる。

第33条 【定めのない事項】

本規約に定めのない事項は、利用者が当施設を健全な目的のために円滑に利用することを第一義として、誠意を持って協議の上円満に解決する。

第34条 【専属管轄合意】

使用契約及び本規約に関する所有者または運営者と利用者との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第35条 【規約変更】

本規約は予告なく変更する場合がある。

変更後の規約は、変更日以降に締結される使用契約に適用される。

既に締結された使用契約については、当該契約締結時の規約が適用される。

令和8年6月1日 更新